

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 9件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和48年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47年2月から同年12月までは3万9,000円、48年1月から同年4月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月29日から48年5月21日まで

A社において、昭和45年4月1日から48年5月20日までの期間において勤務し、ダイレクトメールの発送業務などを担当していた。しかし、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、47年2月29日と記録されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立期間に勤務していたとする複数の同僚が所持する給与明細書において、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、事業所別適用事業所名簿において、A社は、昭和41年11月16日付けで当時の厚生年金保険法第6条第2項の規定により厚生年金保険の任意適用事業所となっていることが確認でき、47年2月29日付けで、事業所の移転に伴う管轄社会保険事務所（当時）の変更を理由に厚生年金保険の任意適用事業所でなくなった後、49年3月8日付けで再度、厚生年金保険の任意適用事業所となっていることが確認でき、申立期間は適用事業所となっていないが、申立期間当時、事業所の移転に伴って管轄する社会保険事務所が変更される場合には、一旦事業所が、厚生年金保険の適用事業所でなくなるための手続を行い、移転先の住所地を管轄する社会保険事務所において新規に適用事業所となるための手続を行う必要があったところ、同事業所は、移転先における新規適用の

届出を速やかに行わなかったと考えられる。

また、申立期間当時の厚生年金保険法第8条第2項において、厚生年金保険の任意適用事業所が適用事業所でなくなるためには、事業主は、被保険者の4分の3以上の同意を得て、都道府県知事に申請し、当該都道府県知事の認可を受けなければならないと規定しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に昭和47年2月29日付けで厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる複数の同僚が、「A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなったことや、在職中に厚生年金保険被保険者の資格を喪失する旨の説明は受けておらず、会社が適用事業所でなくなった日以降も、継続して勤務し、業務内容及び勤務形態等の変更は無かった。厚生年金保険料は継続して給与から控除されていたと思う。」と供述していることなどから判断すると、当該事業所は、事業所の移転に伴って同日に厚生年金保険の任意適用事業所でなくなった後、49年3月8日付けで再度厚生年金保険の任意適用事業所となるまでの期間において、厚生年金保険の任意適用事業所でなくなるについて、被保険者の4分の3以上の同意を得たとは推認できない。

さらに、前述の同僚の供述及び当該同僚を含む複数の同僚が所持する申立期間当時の給与明細書において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できることなどを踏まえると、当該事業所が、事業所を移転したとする昭和47年2月29日から再度厚生年金保険の任意適用事業所となる49年3月8日までの期間において、事業所の移転以外の理由で厚生年金保険の任意適用事業所でなくなる手続を行ったことを推認することができない。

以上のことから、申立期間については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できないものの、被保険者の利益保護の観点から規定された厚生年金保険法第8条第2項の趣旨に加え、当該事業所は、申立期間においても事業活動を継続していたことが確認できることなどから判断すると、申立期間の厚生年金保険料については、任意適用事業所であった期間における場合と同様の取扱いとすべきものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和47年1月の記録及び同僚の当該被保険者名簿における48年1月の記録から、47年2月から同年12月までは3万9,000円、48年1月から同年4月までは5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間において厚生年金保険の適用事業所でなかったため、申立てどおりの届出は行っておらず厚生年金保険料の納付は行っていないと回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年4月から4年9月までは15万円、同年10月から5年1月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年2月28日まで
年金事務所の職員の訪問により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額の記録が減額訂正されていることが分かった。
当該訂正後の記録は、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間に係る標準報酬月額を当初の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録においては、当初、A社における申立人の申立期間の標準報酬月額が、平成3年4月から4年9月までは15万円、同年10月から5年1月までは20万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年2月28日）の後の同年4月7日付けで、当該事業所の従業員11人の標準報酬月額について、申立人を含む6人は3年4月1日に、5人はそれぞれの厚生年金保険被保険者資格の取得日に遡って訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時、地区担当責任者であったとする同僚は、会社倒産後に社長と専務取締役の二人が社会保険事務所に標準報酬月額を一番低いところに向けて届け出たと聞いた旨、供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年4月から4年9月までは15万円、同年10月から5年1月までは20万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年8月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格喪失日に係る記録を昭和60年12月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月31日から同年8月1日まで
② 昭和60年11月30日から同年12月1日まで

A社には、昭和59年7月31日までの期間において勤務し、同年8月1日から同社の関連会社であるB社に移籍した。

また、B社には、移籍後から60年11月30日までの期間において勤務していたが、両申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録、並びに申立人と一緒にA社から同社の関連会社であるB社に移籍したとする上司及びA社に勤務していたとする当時の同僚の供述などから判断すると、申立人がA社及びB社に継続して勤務し（昭和59年8月1日にA社からB社に移籍）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認め

られる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和59年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和59年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、昭和60年11月30日までの期間においてB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人が退職した時期の前後に退職したとする前述の上司を含む同僚3人のうち、二人は昭和59年9月30日に、他の一人は61年3月31日に離職していることが確認できるところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、前述の二人は59年10月1日に、他の一人は61年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料をB社において事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のB社に係る昭和60年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失日を昭和60年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡国民年金 事案 2399（事案 1718 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から平成元年 8 月まで

昭和 62 年 5 月又は同年 8 月に A 町（現在は、B 市）役場において国民年金の加入手続を行った。その際、同役場職員に、未納であった過去 2 年分の国民年金保険料約 20 万円を遡って一括で納付し、その後は、毎月同役場において保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の納付記録が無いとされているのは納付できないので、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、年金記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな関連資料等はないが、申立期間については、国民年金保険料を 2 年分遡って納付していたはずなので、再度調査の上、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 5 月又は同年 8 月に A 町役場で国民年金の加入手続を行い、その際、未納であった 2 年分の国民年金保険料約 20 万円を遡って一括で納付し、その後は、毎月同役場において保険料を納付したと申し立てているものの、i) 国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 4 月以降に払い出されていることが推認され、この時点では、申立期間の大半は既に時効により国民年金保険料を納付することができない上、申立人に別の記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、平成元年 9 月から 3 年 3 月までの 19 か月間の国民年金保険料が同年 5 月以降に過年度納付されていることが確認でき、この過年度納付した保険料額と、同年 5 月以降に現年度納付した保険料額の合計額が申立金額の 20 万円に近い額となること等を踏まえると申立期間当時、国民年金保険料を 2 年間遡って納付したとする申立

人の記憶は、同年5月以降の納付に関するものと考えるのが自然であるなどとして既に当委員会の決定に基づき平成21年11月26日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たって、申立人から年金記録の訂正につながる新たな資料の提供はないものの、収集資料を再度検討すると、申立人は2年分の国民年金保険料を遡って、A町役場において納付したと申し立てしているところ、過年度分の国民年金保険料は、制度上、同町役場では収納することができない上、申立人は、申立期間において住所の変更もないことから、行政機関が4年以上の長期にわたって、国民年金の加入及び国民年金保険料の収納の記録を誤るとは考え難い。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月頃 から 33 年 12 月頃 まで

昭和 28 年 6 月頃 から 33 年 12 月頃 までの期間において「A事業所」に勤務していた。「A事業所」は、B社C事業所の下請事業所であった。当時、給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があるため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

「A事業所」の事業内容及び所在地等に関する申立人の供述から判断すると、申立事業所はD社E工場であったと認められるところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述などから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、前述の被保険者名簿において、申立人及び申立人が「A事業所」において一緒に勤務したとして名前を挙げる同僚二人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、同被保険者名簿において申立期間の健康保険の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人及び同僚二人のいずれにおいても記録が欠落したものとは考え難い。

また、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人は「当時、D社E工場では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかった。私は、会社に頼み込み、何とか厚生年金保険に加入させてもらった記憶がある。」と供述していることなどから判断すると、申立期間当時、申立事業所では、従業員について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、適用事業所名簿によるとD社E工場は、昭和 39 年 2 月 26 日に厚生

年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間において「A事業所」に勤務していたと主張しているところ、適用事業所名簿において確認できる「A事業所」という名称の2事業所については、その所在地が、申立人の主張とは異なる上、当該2事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは、それぞれ昭和39年5月1日、40年6月1日であることが確認でき、いずれの事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人及び申立人が「A事業所」において一緒に勤務したとする同僚二人の名前は確認できず、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 15 日から 44 年 6 月 11 日まで
年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の脱退手当金を受給したとされている。当時、会社を出産のために退職したが、脱退手当金の請求手続は行っておらず、脱退手当金を受け取った記憶もない。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金計算書が、所轄年金事務所に保管されており、同請求書により当該事業所に係る脱退手当金の請求が昭和45年5月9日に受け付けられたことが確認できる上、同計算書には、脱退手当金の支給対象期間、支給額が記載されるとともに、「小切手 45. 6. 8 交付済」の押印及び払渡店（届出）欄に「B郵便局」の記載があり、支給額に計算上の誤りは無く、支給額及び支給年月日もオンライン記録と符合していることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、申立期間以前に勤務したC社に係る厚生年金保険の脱退手当金は未請求となっているが、当該事業所に係る被保険者記号番号は、申立事業所とは所轄社会保険事務所（当時）が異なる別の記号番号で管理されており、当時は、申立人が当該事業所の被保険者であったことを申告しなければ、受付社会保険事務所においてこれを把握することは困難であるところ、前述の脱退手当金裁定請求書には、当該事業所の記載が無いことが確認でき、申立人は、脱退手当金の請求時に、併せて当該事業所に係る被保険者期間の脱退手当金の請求を行

わなかったものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 1 日から 16 年 6 月 1 日まで

A事業所には厚生年金保険に加入させてもらうことを条件に採用されたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。入社当時、社長が厚生年金保険の加入手続を指示していた女子事務員は退職したものの、後任の事務員が手続しているものと思っていた。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所と記載された自身の名刺を2種類所持していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A事業所は平成 12 年 1 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のうち、同日から 16 年 6 月 1 日までの期間においては、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、A事業所において最後に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の資格取得日は平成 10 年 1 月 19 日であり、11 年 3 月 1 日から同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった 12 年 1 月 7 日までの期間を含む、10 年 1 月 20 日以降の期間において、同事業所における厚生年金保険被保険者の資格を取得した者はおらず、当該期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は、「入社した当時、10 人以上の従業員がいた。」と申し立てているが、オンライン記録によると、平成 11 年 3 月 1 日時点における厚生年金保険の被保険者数は二人であり、申立人が同僚として姓を記憶している

者は、同事業所における被保険者として確認できないことなどから判断すると、事業主は、従業員について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、前述のとおり、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主と推認される者及びオンライン記録において平成 11 年 3 月 1 日時点での被保険者記録が確認できる者二人に照会したものの、回答が無いため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで
昭和 45 年 3 月に高等学校を卒業し、すぐにA社B支社C支部に採用となり、52 年 4 月に退職するまでの期間において継続して勤務していたにもかかわらず、45 年 4 月 1 日から 46 年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間において、A社B支社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）では、申立人は、昭和 46 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、52 年 4 月 11 日に同資格を喪失している旨記録されており、申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該記録は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の記録と一致している。

また、前述の被保険者名簿により、厚生年金保険被保険者の資格を申立人と同日の昭和 46 年 5 月 1 日に取得していることが確認できる同僚 4 人のうちの一人が、「私が記憶する勤務開始時期より厚生年金保険被保険者資格の取得時期が半年ほど遅れていたため会社に問い合わせたところ、『事務員については、入社当初に試用期間があり、入社と同時に厚生年金保険には加入させていなかった。』との回答を受けたので、入社後しばらくの期間においては、給与から保険料も控除されていなかったと思う。」と供述している上、当該同僚 4

人のうちの別の一人が、「入社は、高等学校卒業後間もなくだったので、昭和45年3月20日頃だと思う。」と供述していることなどから判断すると、事業主は、申立人と同じ事務員として採用した従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚5人のうち、雇用保険の被保険者記録が確認できない二人を除く3人については、申立人と同様に、雇用保険被保険者資格の取得日より遅れて厚生年金保険被保険者の資格を取得していることから判断すると、事業主は、従業員について、必ずしも雇用保険の加入と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 2 日から 41 年 1 月 1 日まで

A社において販売業務をしており、製作業務の夫と一緒に働いていたが、夫が退職することになり私も一緒に退職した。申立期間について、脱退手当金が支払われていると送付されてきた「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」に記載されているが、退職の時には、給与以外は何ももらっておらず、脱退手当金のことは知らなかったので、脱退手当金を受け取ったという記憶は全く無い。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる申立人と同時期に勤務していた同僚が、「退職の際に脱退手当金の説明があり、手続関係の書類をもらった。」旨供述していることから判断すると、当該事業所においては、従業員の退職の際に脱退手当金の説明が行われていたことがうかがわれる。

また、前述のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る記録として、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和41年5月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立期間以前に勤務した事業所における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金は未請求となっているが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間に係る記号番号とは別の記号番号で管理されており、

申立人は、当該期間において厚生年金保険に加入していたことを認識していなかった旨の供述をしていることから判断すると、申立人は、当該被保険者期間に係る脱退手当金の請求は行わなかったと考えるのが自然である。

加えて、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 16 日から 45 年 2 月 8 日まで
② 昭和 45 年 4 月 20 日から 46 年 1 月 31 日まで

A社及びB社における厚生年金保険の被保険者期間について、子を出産した5日後に脱退手当金が支給されたことになっている。

脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無い。

申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の脱退手当金は、昭和 47 年 10 月 19 日に支給決定されていることが確認できるところ、年金事務所において、申立人に係る脱退手当金裁定請求書（C社会保険事務所 昭和 47 年 8 月 3 日受付、D社会保険事務所 同年 9 月 28 日受付）、脱退手当金計算書等が保管されており、当該請求書等には、申立人の押印がある上、当時申立人しか知り得なかったと思われるE市内の住所が記載されていることなどから判断すると、申立人自身が脱退手当金の請求を行ったものと認められるほか、支給額に計算上の誤りは無いなど、当該請求書等に不自然な点は見当たらない。

また、申立人に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているほか、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の氏名は、同事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した約 21 か月後の昭和 47 年 11 月 10 日に婚姻後の姓に変更されており、申立期間の脱退手当金が同年 10 月 19 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたものと推認できる。

さらに、申立期間以前に勤務した事業所における厚生年金保険の被保険者期

間に係る脱退手当金は未請求となっているが、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間に係る同記号番号とは別の記号番号で管理されており、当時は申立人が当該被保険者期間の申告をしなければ、社会保険事務所（当時）では別番号で管理されている被保険者記録を把握することは困難であったものと考えられることから、申立人は当該被保険者期間に係る脱退手当金の請求は行わなかったと考えるのが自然である。

加えて、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 4 月から 26 年 3 月まで
② 昭和 26 年 5 月から 30 年 2 月まで
③ 昭和 32 年 3 月から 33 年 10 月まで

申立期間①については、A高等学校の推薦でB社に入社し、木工加工の業務に従事した。

また、B社を退社した後の申立期間②及び③の頃に、私の父の勧めで私の父が勤務するC社D炭坑において、資材運搬の業務に従事した。

全ての申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、高等学校を卒業した後にB社に入社したと申し立てているものの、申立人の生年月日から判断すると、申立人は、申立期間①には中学校に在学中であることが推認できるとともに、A高等学校の回答により、申立人は昭和 27 年 4 月 1 日に同高等学校に入学し、30 年 2 月 26 日に卒業したことが確認できるところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、同年 3 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人が申立期間①において申立事業所に勤務していたとは考え難い。

また、前述の被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚と同姓の者を含め住所が確認できる同僚に照会したところ、申立人を記憶している複数の同僚は、申立人とは野球部で一緒であり、申立人は、昭和 30 年 3 月にA高等学校を卒業した後、同年 3 月頃から申立事業所に勤務した旨供述していることから判断すると、申立人の申立期間①における勤務実態を確認

することはできない。

さらに、B社は、「申立期間①当時の資料は何も保管されていないため不明。」と回答していることから、申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、適用事業所名簿によると、B社は昭和24年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しているところ、同日から申立期間①の終期までの期間、及び前述の被保険者名簿において申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した30年3月1日の前日までの期間において、当該被保険者名簿では申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

- 2 申立期間②については、申立人は、「高等学校を卒業して入社したB社を退社した後にC社D炭坑で勤務した。」と申し立てているところ、上記1のとおり、申立期間①において申立人のB社における勤務実態が確認できない上、申立期間②においては高等学校に在学中であったことが確認できる。

また、申立人は、「C社D炭坑では、坑外で資材運搬の業務に従事していた。」と申し立てているところ、C社D炭坑に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人が記憶する同僚と同姓の同僚に照会したものの、回答のあった同僚は申立人を記憶していないと供述していることから、申立人の申立期間②における勤務実態を確認することができない。

さらに、適用事業所名簿によるとC社D炭坑は、昭和27年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しているところ、同日から申立期間②の終期までの期間において、前述の被保険者名簿では申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

- 3 申立期間③については、申立人は、「B社を退社した後に私の父の勧めで、私の父が勤務していたC社に入社し、同社D炭坑で勤務した。」と主張していることから、C社D炭坑に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立人が記憶する同僚と同姓の者を含め住所が確認できる同僚に照会したものの、回答のあった複数の同僚は申立人を記憶していないと供述している上、申立人が同僚であったとして名前を挙げる者の一人は、「C社D炭坑で勤務したことは無く、申立人が申立事業所に勤務していたかどうかは分からない。」と供述していることから申立人が申立事業所で勤務していたことをうかがわせる供述は得られず、申立人の申立期間③における勤務実態を確認することができない。

また、前述の被保険者名簿を確認したものの、申立人の名前を確認する

ことはできない。

4 申立期間②及び③に係るC社D炭坑は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立期間②及び③における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

5 申立人が全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 3545（事案 352、1437 の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 15 日から 35 年 1 月 25 日まで

A社B支社（申立期間当時の適用事業所名は、A社C営業所）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、2度にわたり年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、いずれも認められなかった。

今回、申立期間当時の状況を詳細に記したメモを提出して再度申立てを行うので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人のA社における雇用保険被保険者資格の取得日は昭和 35 年 1 月 15 日とされ、これは申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日である同年 1 月 25 日とほぼ一致していること、ii) A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた同期入社と同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日も申立人の資格取得日と一致していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 18 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は申立期間において間違いなく厚生年金保険に加入していたとして、申立期間について再度申立てを行っているが、申立人の主張を裏付ける同僚の供述を得ることができず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、平成 21 年 10 月 7 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、A社の商品をD社で店頭販売していたこと

など、当時の状況を詳細に記したメモを提出して再度申立てを行っているが、申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人が、申立期間当時、A社の商品を店頭販売していたと供述しているD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月から27年までの期間のうち、約1年間公共職業安定所でA社の採用試験を受け、B店において勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと供述しているB店を管轄していたC 渉外労務管理事務所、D 渉外労務管理事務所及びE 渉外労務管理事務所に係る被保険者記録を保管しているF 事務所は、「申立人に係る関係資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

また、前述の全ての渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人は、それぞれ、「申立人に係る記憶は無いが、私の場合、A社の採用試験があり、昭和22年7月に入社し、英会話研修を経て23年1月の開店当時から販売店員として勤務したが、厚生年金保険には同年12月に加入した旨記録されている。当時は、短期間で退職する者が多かったので、一定期間の試用期間があったと思う。」、「申立人に係る記憶は無いが、私の場合、現地で面接を受け採用された。当時は、従業員の出入りが多く、短期間で退職するものが多かった。」、「申立人に係る記憶は無いが、私の場合、公共職業安定所において試験を受け採用された。厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述していることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の全ての被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が採用試験を受けたと供述しているA社は、「当社が保管している昭和24年頃からの厚生年金保険の被保険者に係る資料には、申立人の記録は確認できない。」と回答している上、A社G営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者記録は確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。